

調査報告書

令和8年1月7日

ハラスメント事案に関する特別調査委員

目 次

<u>第1 特別調査委員による調査の概要</u>	1
<u>1 特別調査委員による調査開始までの経緯</u>	1
<u>2 特別調査委員に対する調査の依頼</u>	1
<u>(1) 特別調査委員への依頼事項</u>	1
<u>(2) 特別調査委員の構成</u>	2
<u>(3) 利害関係の有無</u>	2
<u>3 調査の経過</u>	2
<u>(1) 調査期間</u>	2
<u>(2) 調査方法</u>	2
<u>(3) 県職員に対する調査の内容及び調査結果</u>	2
<u>第2 調査結果</u>	4
<u>1 はじめに</u>	4
<u>2 事実認定</u>	6
<u>(1) 杉本氏によるセクシュアルハラスメント事案の全体像</u>	6
<u>(2) セクシュアルハラスメントを裏付ける客観資料</u>	6
<u>(3) 身体的接触を伴うセクシュアルハラスメントの被害供述</u>	6
<u>(4) 被害感情</u>	7
<u>(5) 杉本氏の供述</u>	14
<u>第3 認定事実に対する評価及び原因分析</u>	16
<u>1 認定事実に対する評価</u>	16
<u>2 原因分析</u>	20
<u>(1) セクシュアルハラスメントの防止を率先して実践すべき職責にある者としての自覚の著しい欠如</u>	20
<u>(2) 私的コミュニケーションツールの安易な使用</u>	20

<u>(3) 管理職のセクシュアルハラスメントに対する問題意識の希薄さや対応の不適切さ</u>	21
<u>(4) 内部通報体制の機能不全</u>	21
<u>(5) セクシュアルハラスメントの被害を通報しにくい組織風土</u>	22
<u>第4 被害者の安全確保及び再発防止に向けた提言</u>	23
<u>1 被害者の安全確保</u>	23
<u>2 再発防止に向けた提言</u>	23
<u>第5 付言</u>	25

第1 特別調査委員による調査の概要

1 特別調査委員による調査開始までの経緯

(1) 令和7年4月中旬、福井県（以下「県」という。）の公益通報の外部窓口に対して、県職員（以下「通報者」という。）から以下の内容の「通報書」が提出された。同通報書は内部窓口である総務部人事課（以下「人事課」という。）に共有された。

（通報内容の概要）

業務に関連して杉本達治知事¹（以下「杉本氏」という。）の求めに応じる形でLINEの交換を始めたが、その後、愛人になることを求めるような内容、あるいは食事に誘うような内容のLINEが複数回届いた。杉本氏によるこれらLINEの送信行為は、公務員倫理及びハラスメント防止に関する法令等に違反するものである。職場環境に対する今後の配慮を求める（以下、同通報内容を「本件通報事案」という。）。

（2）県による内部調査

県は、上記通報を受けて、通報者に対し外部窓口を介して通報受理の連絡をするとともに、人事課を中心とする調査メンバーにより、令和7年5月の連休明けから事実関係等の調査を開始し、同年8月上旬までの間に、通報者及び杉本氏その他関係者に対する聞き取り調査を実施した。

これらの調査結果を踏まえ、県は、今後の対応方針について外部の有識者に相談するなどして慎重に検討した結果、公正・中立かつ専門的な観点での調査等が必要であると判断し、下記2項のとおり、特別調査委員に対し必要な調査を依頼することとした。

2 特別調査委員に対する調査の依頼

（1）特別調査委員への依頼事項

① 本件通報事案の事実関係の把握、認定

¹ 杉本氏は令和7年12月4日知事を辞職した。

- ② 県職員に対する下記 3(3)の調査の実施並びに同調査により得られた情報の整理及び事実関係の把握、認定
- ③ 上記①、②で把握、認定した事実関係についてその評価と発生原因の分析
- ④ 再発防止策等に関する提言・助言

(2) 特別調査委員の構成

河合 健司（かわい けんじ）弁護士（第二東京弁護士会）

江黒 早耶香（えぐろ さやか）弁護士（第一東京弁護士会）

井筒 智子（いづつ ともこ）弁護士（福井弁護士会）

(3) 利害関係の有無

上記 3 名の委員（以下「調査委員」という。）はいずれも、杉本氏、通報者及び下記 3(3)の調査により情報提供を受けた者との間において、特段の利害関係を有していない。

3 調査の経過

(1) 調査期間

令和 7 年 9 月 24 日～令和 8 年 1 月 6 日

(2) 調査方法²

- ・ 本件通報事案に関し、杉本氏、通報者及び関係者数名に対する聞き取り調査を実施した。
- ・ 下記(3)の調査により調査委員に対し情報提供があった者のうち、協力が得られた情報提供者に対する聞き取り調査等を実施した。
- ・ 杉本氏、通報者及び情報提供者から写しの提供を受けたテキストメッセージ（LINE、私用メール）その他関係書類を検証した。

(3) 県職員に対する調査の内容及び調査結果

ア 調査の内容

² 調査に当たっては、杉本氏の防御権を確保しつつ、通報者を含む情報提供者のプライバシーを厳重に保護する必要があることに鑑み、その個人情報の漏洩防止に最大限の配慮をした。

調査対象者 県職員全員約 6,000 人（会計年度任用職員を含む。警察官や教員を除く）

実施期間 令和 7 年 10 月 23 日から同年 11 月 10 日まで

調査事項

- ・知事（杉本氏）から職員に対するセクシュアルハラスメントを受けたことがあるか。およびその内容
- ・知事（杉本氏）から職員に対するセクシュアルハラスメントを「見た」「聞いた」「相談を受けた」ことがあるか。およびその内容

調査方法 職員に対して上記内容のメールを送信して情報提供を依頼

情報提供の方法 調査委員に対するメール送信

イ 調査結果

調査期間中に受領した情報をもとに、調査委員が接触をこころみた職員の人数はあわせて 17 名である。そのうち、実際に調査委員が接触できた職員数は 14 名であり、それ以外の 3 名は接触できなかった。また、調査委員が接触した 14 名のうち、最終的に詳細な事実関係の聴取及び客観資料の提出等の協力を得られた人数は 3 名であった（以下、これら 3 名の者を、最初の通報者とあわせて「情報提供者」あるいは「被害者ら」などという。）。4 名の被害者らはいずれも女性である。

第2 調査結果

1 はじめに

調査委員は、情報提供者4名について具体的なヒアリングを実施したが、これらの者はいずれも、個人情報が厳重に保護されることを条件に調査委員のヒアリングに応じたものである。とりわけ、情報提供者のうち通報者以外の3名は、杉本氏及び本調査を担当する県職員に対しても個人が特定されないことを強く要望した。

公益通報者保護法では、公益通報対象業務従事者³は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない旨規定している（公益通報者保護法第12条第1項、なお、同規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は30万円以下の罰金に処せられる（同法第21条））。法的に民法709条による不法行為と解されるセクシュアルハラスメント事案については、同規定が直ちに適用されるものではないが、その趣旨は最大限尊重すべきものと解される。また、セクシュアルハラスメント行為の中には、刑法176条の不同意わいせつ罪その他、刑法に触れる行為が含まれる事案もあるが、刑法は公益通報者保護法の通報対象となる法律に含まれる。なお、厚生労働省のセクシュアルハラスメント対策指針⁴においても、「セクシュアルハラスメント案件における相談への対応又は当該セクシュアルハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシー保護に必要な措置を講ずる」旨謳っている。

以上を踏まえ、本件の調査において、杉本氏に対する聞き取り調査は、本件通報事案を除き、被害者名や被害時期を特定せずに、調査委員が検証した、杉本氏が送付したとされるテキストメッセージの抜粋を読み上げる形で実施し、また、訴えのあった身体的接触の被害内容については、被害者名を伏せた上で

³ 調査委員は、今回の調査を行うに当たり、県から公益通報対象業務従事者の指定を受けた。

⁴ 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年1月15日厚生労働省告示第6号）

行為の時期を含めた具体的な内容を説明し、杉本氏の心当たりについて確認する形式で実施したが、上記関係法規に照らして正当な手続である。

また、上記関係法規を踏まえ、本調査報告書においては、個人が特定されることを避けるため、事案ごとの個別の記述はやめて全事案について包括的、概括的な記述をするに留めた。

2 事実認定

(1) 杉本氏によるセクシュアルハラスメント事案の全体像

杉本氏の主な経歴は別紙1のとおりであるが、本件調査事案は、杉本氏が、県の総務部長として勤務した後から知事に就任し昨年（令和7年）に至るまでの間に発生したものであり、総務省に在籍していた時期も含まれる。また、本件調査事案はいずれも、杉本氏と情報提供者が職務に関連して対面する機会がある中で発生したものであり、事案によって数の多い少ないはあれ、いずれの事案も、杉本氏から情報提供者に送信された、セクシュアルハラスメントを裏付けるテキストメッセージ（LINE、私用メール）が残されている。当職らが検証したテキストメッセージのうち、セクシュアルハラスメントを裏付けるテキストメッセージの総数は約1,000通⁵に上るが、それ自体で個人が特定されるものを除くその余のテキストメッセージのうち、情報提供者の意向も踏まえ、事案の実態を明らかにするために必要と認められるテキストメッセージの一部について、下記(2)において事案ごとに区別することなくまとめて適示する。

また、下記(3)のとおり、本件調査事案の中には、身体的接触を伴うセクシュアルハラスメントの被害供述もあった。

(2) セクシュアルハラスメントを裏付ける客観資料

杉本氏から情報提供者に送られた、セクシュアルハラスメントを裏付けるテキストメッセージの抜粋は、別紙2のとおりである。

(3) 身体的接触を伴うセクシュアルハラスメントの被害供述

調査委員の被害者らに対する聞き取り調査において、①杉本氏に誘われて断り切れず入った飲食店で、二人がけソファに横がけで座らされ、飲み物を頼んだ後すぐに、杉本氏が、「触っていい？」と言いながら、横から手を伸ばして私の太ももを触ってきたので、私が強く抗議し、杉本氏は手を放して「ごめんなさい」を繰り返し、私は飲食店を一人で出て帰った、②懇親会の席で、私と

⁵ テキストメッセージの数については、送信時刻を基準に集計した。

杉本氏がテーブルの相向いに座っていたところ、杉本氏が私の両足の間に足を入れ絡めてきて、私は驚いて足をすぐに引っ込めたが、非常に気持ち悪い嫌な思いをした、③杉本氏と飲食する機会があったが、私が飲食後のゴミの始末などをしていた際に、突然、杉本氏が背後から私のスカートの中に手を入れ太ももの裏と臀部を触ってきて、私が驚いて振り向くと、杉本氏は、すぐにその場を離れていき、私は突然のことで声も出ず、抗議できなかつた、という、3件の身体的接触を伴うセクシュアルハラスメントの被害を述べた。

調査報告書では、個人の特定に繋がるため、被害内容についての具体的記述は避けるが、3件の被害供述はいずれも、日時・場所を含めて詳細かつ具体的であり、また、その内容に特段不自然な点はみられない上、いずれの被害供述も、被害供述の一部または前後の状況について、テキストメッセージ等で裏付けがなされている。したがって、3件の被害供述はいずれも信用性が高いと認められる。杉本氏は、調査委員の聞き取り調査において、上記の身体的接触について、「全く記憶にない」、「触ったり意図的に足を絡めたりしたことはない」などと述べるが、信用できない。

(4) 被害感情

ア 概要

被害者らは、被害感情について、長年にわたって苦痛に耐えてきたこと自体による怒りや悲嘆に加えて、次のように述べている。

杉本氏が本件発覚後の記者会見において、「軽口や冗談のつもりだった」、「調査委員に指摘されるまで自己の行為がセクシュアルハラスメントに該当することに気づかなかった」などと自らの行為を軽くみている発言をしたが、これは信じがたい発言であり、誰が見てもセクシュアルハラスメントに該当する内容であり、確信犯である。杉本氏も「確かにこれはセクハラだよね」などと認めるテキストメッセージを送信している。

上記のことから、被害者らは、杉本氏の記者会見での発言は、被害者らの長年の耐えがたい痛苦を軽視し、自己の責任を回避するための弁明であると考え、その被害感情は極めて厳しい。

被害者らは、杉本氏からの謝罪は一切受けたくない、示談もしない、接触を断ちたい、受けた精神的苦痛は一生忘れることが出来ない、二度と会いたくない、恐ろしいので福井から出ていってほしい、どこかで会うかも知れないと思うと不安でならない、絶対に許さないなどと強く訴えている。また、調査過程において、被害者らは当時の苦痛を記憶喚起することにより涙を流す場面も多々あり、あらためて杉本氏のテキストメッセージを見返すと、本当におぞましい、妄想癖でもあるのか、自己中心的な内容であるなどと感想を述べた。

イ 被害当時の感情

被害者らは、いずれも、業務上のコミュニケーションをごく一般的なやり取りで行っていたところ、突如、杉本氏から、性的なテキストメッセージを受信し、自らが性的な対象として見られていることに気づき、驚愕し、動搖した。

被害者らは、年代も部署及び業務内容も全く異なるが、職務に熱心な公務員であって、法律上の職務専念義務を負っており、県民に奉仕する公職に就いている自負があり、やりがいとプライドを持ってそれぞれの職務にあたっていたことが伺える。そうしたところ、職員に対して、安全に職務に専念する環境を整備する義務を負う最上位の責任者であり、既婚者でもある知事から、突然、脈絡なく、性的な関心を自らに寄せていると明らかにわかるメッセージを受信し、驚愕した後は、まず、杉本氏の機嫌を損なうと自らの仕事を失うのではないかという社会的・経済的不利益の憂慮を思い、強く悩んだ旨を訴えている。

被害者らは、杉本氏から性的な関係を要求された場合に応じなければ職を失うのであろうかと真剣に悩み、特に若い被害者は、親子ほども年の違う杉本氏と性的な関係を持つことを想像して気持ちが悪くなり、恐怖を感じたことに加えて、相手は人事権を持っている一番トップなので、杉本氏が気に入るような

対応をしないと、やりがいをもってずっと続けたい自分の仕事がなくなってしまうのではないかという恐怖感もあった、と述べる。

そして、上記の恐怖から、悩みながらも、はっきりと拒絶することができず、知事の気に入るような返事をしながら、二人きりで会うことについては婉曲的に断る返事を送信したが、執拗に連絡が続いた。知事の性的なノリにあわせるような返信をすること自体が極めて屈辱的で、世間には有料で、割り切って性的なメッセージを返信するような事業もあるだろうが、権力の傾斜を背景にして、杉本氏に対して自分は無料でこのようなメッセージの返信を強制されていることに、強い苦痛を感じたと述べている。

被害者らは、杉本氏から、恋人のように愛してほしいという愛情を求める性的なテキストメッセージを何度も受信し、恥ずかしく屈辱的であった、心の底から気持ち悪かった。中には、本来の仕事よりも杉本氏の機嫌を優先してほしいという趣旨のテキストメッセージさえ受信した被害者もあり、職員は、知事のストレス発散の道具ではない、また、遊び相手でもない、自己の尊厳が非常に傷つけられたと述べ、杉本氏は被害者らの仕事を「応援している」などとテキストメッセージに記載するが、人事権をちらつかせているようにも思えた。

もし自分が男性であれば、杉本氏は違う方法で応援したのだろうけれども、女性を完全にバカにしている、女性蔑視である、女性として侮辱されていると感じ、大きく失望、絶望している旨を訴えている。

被害者の中には、杉本氏に対し、明示的にセクシュアルハラスメントに当たるので止めるようにと忠告し、時に激怒して怒った者もあり、杉本氏も一度は被害者に謝罪するのであるが、その2か月後には、「○○ちゃんは、まだ怒ってるの?」というテキストメッセージを突如送信てきて、そこからまた、「体の関係なんて言わないから」「二人きりでさしつさされつで楽しもうね」などという性的なテキストメッセージの送信が続くようになった。被害者らは、杉本氏が一度謝罪しても再び加害行為を継続するやり方は、DVのように

感じた、被害者に責任はないのに、自分になんらかの非があるのではないかと自分を責めることもあったと述べる。

杉本氏は「相手が優しく受け入れてくれたので」などと弁明するが、この点についても、被害者らは、あまりにも杉本氏が執拗であり、深夜、休日、業務時間内等、時間を選ばずテキストメッセージが送られてきて、例えば、深夜も「またスルー」「冷たい」「放置プレイかあ」「〇〇ちゃん悲しいよう」「〇〇ちゃん眠れないよう」「〇〇ちゃん助けて！」「起きて、起きてえ、眠れません」などのメッセージがしつこく送信されてくるので、テキストメッセージ受信の音で度々起こされ、眠りたいあまりに、あきらめて返信しているものの、自分から先に杉本氏に対して好意を示したことはただの一度もない、と述べており、「相手が受け入れた」と杉本氏が勝手に捉えること自体を苦痛に感じている。

特に、夜のセクハラのメッセージについては、スマホを見るのが怖く、無視して寝たとしても、次の朝、恐る恐るメールを見ると、その内容が不快であり心が病んだ。時に、杉本氏のメッセージが取り消されていることもあったため、おそらく内容はかなりひどいセクハラの内容と思われる。読んだ後に削除されたこともある。スマホの通知音や受信の表示のたびにセクハラメッセージが届いたのではないかと過敏になり、メッセージを読むことが怖くなつた。

セクハラの言葉に反応しないと、「つまらない」「またまた素っ気ないメールだね」「冷たい」「愛情は？」「ハートマークが少ない」というようなメッセージがあったことがある。そのため、最低限に知事の機嫌を損ねないような言葉を返さざるをえなかつたこともあり、自分を責めた。知事という立場を利用して、物が言いにくい職員を相手に、人や様子を見て、嫌がる反応を楽しんでいるとしか思えず、非常に悪質であると感じた旨を述べている。

被害者は、知事からの数々のセクハラを、決して許したわけではない。セクハラとして正面から受け止めてしまつたり、怒ったままでいると仕事が続けら

れないため、なるべくセクハラと思わないようにしていた。一方で、そのような毎日に慣れていくしか方法がない自分に対して、「仕方がない」と容認したり、「誇りはないのか」と嫌悪したり、不安定な気持ちが交錯した状態で、今でも、メッセージを思い出すだけでつらくなり、仕事をすることが困難になることもある。ずっと心に蓋をしてきたが、負った傷がうずき出す感覚を今現在も感じていると訴える。

当時は執拗なセクハラに、抗う気力も失せており、読み流したり、機嫌を損ねない程度で返信して我慢を続けていたが、いつか自分の感情が爆発するのではないかと思っていた。殴っても、相手が痛いと言わなければ殴り続けるいいのか。私は痛みを感じないサンドバックではない。杉本氏には、想像力や人の心を思いやる力が欠如している。信頼できる知人に相談したこともあったが、これ以上巻き込むと迷惑だろうと思い、途中で相談をやめて、一人で悩み、孤独だった、と述べる。

なお、被害者は、被害当時に、感じた感情を処理するために、他人のいないところで、「キモイ」「いい加減にしろ」「屋上から知事室の横に飛び降りてやる」「いつかバレる」「もてない男ほどそういうことをする」「しつこい」などと独り言をつぶやきながら、対応に心を悩ませていたと述べており、このことからも、杉本氏の行為を全く受け入れていなかったことがわかる。

被害者らは、上記のように、相手が知事であることから、明確に拒否し続けることが難しい状況におかれ、受け流したりやんわりと断ったりしたが、その後もセクハラメッセージが止まず、誰にも相談できず精神的に参ってしまい、複数の被害者が仕事を辞めることも考えたと述べている。

また、セクハラの事実を公表しようかと悩んだこともあるが、二次被害を恐れた。狭い福井の中で、噂が立って家族に迷惑がかかるのではないかとも心配だった旨を述べる。

ウ 二次被害に対する恐怖等

被害者らは、杉本氏本人の弁明や言動によりさらに心が傷つくことや、杉本氏の支持者らによる攻撃、インターネット上の言説による攻撃にさらされると強い恐怖を感じている。

まず、被害者からは、現状発生している精神的苦痛について、以下のように訴えがあり、いずれも、非常に深刻なハラスメント被害を受けた被害者として当然の心理状態と評価できる。

ニュース等で杉本氏の顔を見るたび、心がざわついたり吐き気がする、表と裏のギャップがありすぎる。表向きは、「気さくでいい知事さん」と人は思つただろう。職員と距離感が近いという単純な問題ではない。職員にとって親しみやすい知事でも、セクハラはありえない。人々の人格の問題だと思う。

知事はあんなに頑張っていたのだから、テキストメッセージぐらい許してやれという世間やインターネット上の言葉に傷つく。

通報者は、杉本氏の行為は常習性を感じるものであったため、自分以外にも被害者がいるかもしれない、また、このまま放置してはさらなる被害者が発生すると思い、二次被害は恐ろしかったが、勇気を出して通報した。

また、他の被害者は、これまで他の被害者の存在を知らず、黙って我慢していたが、他にも被害者がいると聞き、ショックだった。実名を出して調査で声をあげるのは精神的に負担だったが、このままでいいわけがない。通報者を一人にはできない、声を上げなければいけないと思った。調査に協力して、報告書に自分の被害を記載してもらうのは、ハードルがかなりが高いため、通報しなかった職員もいるのではないかと感じた旨を述べる。

県民や職員の、「テキストメッセージぐらいで大騒ぎする方がおかしい」「嫌なら断ればよいではないか」との声や、年配の女性職員の「昔はもっとひどいセクハラがあったけれど、自分たちは耐えてきた、乗り越えてきた。」な

どの声を聞くと、男女・年齢問わず職員の意識改革やそのための研修・啓発が必要だと思う。

「セクハラメッセージの内容は、たいしたことがないのではないか」「送られた方が騒ぎすぎだ」「知事がそのようなことをするとは思えない。知事がかわいそうだ」等の声を聞くが、被害者を擁護する声はあまり聞かない。（調査時点では）報告書が公表されておらず詳細がわからぬいため、やむをえないかもしれないが、加害者よりも被害者の方に非があるように言うことは、まるでイジメのようだ。

このような、被害者が受けた被害実態が軽視され、知事をかばう言動について強い精神的苦痛を感じており、世間に被害実態を十分に知ってもらいたいと、今は考えている。

セクハラの内容を公表することについて、非常に悩んだが、被害の実態をしっかりと報告書に記載していただき、県民の方々や社会に伝えることが、今後のセクハラ防止の一助になると思い、相当の覚悟を持って公表することを決意した。県庁が、理不尽なことを我慢する必要のない職場になることを切に願う。

杉本氏の退任の記者会見は、非常にショックであり、謝罪の言葉を述べながら、「福井に残って福井のために尽くしたい」などと発言することは、問題をはぐらかせようとしていると思う。本当に反省しているのであれば、まずは被害者の気持ちを優先するのではないか。記者会見で「海外旅行に行きたい」と発言するなど、もってのほかであり、反省しているとは到底思えない。

報告書で、知事からのあまりにひどい内容のメッセージや執拗なメッセージを公表した場合、「なぜ黙っていたのか」「誰かに相談しなかったのは、受け入れていたのではないか」と、被害者側にも非があるように思われないか心配である。

相手が知事という絶対的な権力を持つ特殊な相手であり、庁内には知事よりも上の立場の職員がいないため、相談した場合どのように対応されるのかが分からず、最悪の場合揉み消されることもあると思ったから、被害を早期に訴えることが出来なかった。

以上が、被害者らの二次被害に対する恐怖等についての主な訴えである。

被害者らの中には、上長に訴えて、被害自体を信じてもらえなかった者、あるいは、相談した相手からさらにセクシュアルハラスメント被害を受けた者などが複数おり、これらの不適切な対応にさらに傷ついた旨を述べているのであって、上記の、相談した際の二次被害のおそれが杞憂ではなかったことが明らかとなっている。

(5) 杉本氏の供述

杉本氏は、調査委員の聞き取り調査において、概ね次のような供述をしている。

- ・被害者に対する距離感の取り方や接し方、被害者の思いが分からなかった。本当に被害者が悩み苦しんでいたということを初めて知り、被害者に対し申し訳ないという気持ちで一杯である。
- ・テキストメッセージを送った当時はセクシュアルハラスメントに当たるとの認識はなかったが、今回調査を受けてよく考えてみたらセクシュアルハラスメントであるとの認識に至った。
- ・自分が勝手に被害者に対する思いをもつていて、いろんなことを書いてしまっていた。それが被害者を傷つけてしまったと痛感している。
- ・酔っていて気持ちが緩んでおり、相手から優しい返事があったこと也有って、書くべきでない不適切なテキストメッセージを送ってしまった。
- ・性的な関係を求めるようなテキストメッセージもあるが、相手に性的関係を求めていたのではない。自己の中で勝手に盛り上がり、そのようなメッセージを送ってしまった。男女関係を持つことを真に希望していたものではない。
- ・相手が同意すれば関係をもつとまでは断定できないが、好意はあった。

- ・被害者が仕事を奪われる恐怖を感じていたことは、当時は全く考えが及ばなかった。
- ・読み上げてもらったテキストメッセージについて、一つひとつは覚えていないが、相手が優しく受け止めてくれていたので、気分が高揚して相手がどう感じているかも考えず自分勝手に送ってしまった。
- ・勃起したとも読めるテキストメッセージについては、普通に読めばそのように受けとられるかもしれないが、直接的に何かを求めているのとは正直違う。自分の中で勝手にエスカレートして、面白おかしく書いているということだと思う。
- ・被害者が述べている身体的接触（前記(3)）について、①、③は、そのような場面があったことは記憶にあるが、被害者の身体に触れたことについては全く記憶になく、私は触っていない。②は、その場面は正直記憶にないが、被害者がそのように言っているのであれば、誤って触れたのかもしれないで申し訳なく思っている。
- ・相手が拒絶しているテキストメッセージについて、厳しい言葉もあり、それを見た当時は感じるところもあったが、その後のやり取りの中でやさしい言葉もあったので、甘えてしまい、相手の本当の気持ちが理解できていなかった。いずれにしても私の相手に対する思いやりの足りなさを痛感している。

第3 認定事実に対する評価及び原因分析

1 認定事実に対する評価

セクシュアルハラスメント（性的な嫌がらせ）とは、一般的に、相手方の意に反する性的な言動をいうが、職場におけるセクシュアルハラスメントについては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）において、「職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること、又は性的な言動により他の従業員の就労環境を害すること」をいうと定義している。また、セクシュアルハラスメントの防止等に関する人事院規則（人事院規則10-10）では、セクシュアルハラスメントを、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。

これらの定義に照らすと、第2で認定した事実を併せ考慮すれば、本件調査事案に係る杉本氏の言動が、いずれも、情報提供者に対するセクシュアルハラスメントに当たることは明らかというべきである。

しかも、本件調査事案が長期間の間に行われており、セクシュアルハラスメントが一過性のものではないと思われること、テキストメッセージの中には、「キスしちゃう」「ハグとチューをしていいってこと?」「エッチなことは好き?」などという明らかに性的表現を用いたものが数多くあることや、セクシュアルハラスメントであることを自認する内容のものもあることなどに照らすと、杉本氏は、情報提供者に対し第2の2(2)で掲げたようなテキストメッセージを送ることが、セクシュアルハラスメントに当たることを、十分認識していたものと認められる。

この点、杉本氏は、テキストメッセージを送った当時はセクシュアルハラスメントに当たるとの認識はなかったが、今回調査を受けてよく考えてみたらセ

クシュアルハラスメントであるとの認識に至ったなどと弁解するが、上記認定した事実関係に照らして、弁解を信用することはできない。

また、杉本氏は、相手が優しく対応してくれたので、好意を持っているものと誤解していたなどとも弁解する。

しかし、テキストメッセージ全体を通読すると、被害者らは、知事という圧倒的に優越的地位にいる加害者からの数々の性的なテキストメッセージに対して、婉曲的に拒否したり、冷たいという知事の要求に応じて加害者を褒めたり、おだててかわしたり、絵文字を使ったりといった返信をしているが、時に、当該テキストメッセージはセクハラにあたると指摘したり、明確に拒絶して、嫌悪感や拒否感をあらわにしている。

被害者らは、知事に対して、テキストメッセージを受領した最初に冷たく拒否したり無視することは、権力勾配に鑑みて、後の不利益を憂慮して到底できず、知事に少しでも迎合した返信を返すことのみじめさや屈辱、知事のテキストメッセージの異常な執拗さとその恐怖についても具体的に語っている。被害者らが知事に対して嫌悪感を感じていないような返信を部分的に行っているとしても、それはセクシュアルハラスメントを受けた被害者の迎合的な反応として一般的な範囲にとどまるものであって、被害者らが杉本氏に好意を持つ証拠とは認められず、また、これをもって、杉本氏が、相手が自分に好意を持っていると誤解したなどとは到底解されない。

現に、婉曲に、又は明示に拒否した後も、杉本氏は執拗にメッセージの送信を続けるなど、嫌がる相手に執拗に性的嫌がらせを続けることに執着していた様子がうかがえる。

また、個人の特定を避けるため本調査報告書に掲げなかつたものも含めた全てのテキストメッセージの内容を精査すると、本件調査事案の中には、被害者が明確に厳しく拒絶し、杉本氏も一度はセクシュアルハラスメントを認めて謝罪しながら、しばらくすると再び同様のメッセージを送り始めたり、執拗に飲

食に誘ったり、暗に性的関係を繰り返し求めたりするものもあり、セクシュアルハラスメントにとどまらず、ストーカー行為等の規制等に関する法律（いわゆるストーカー規制法）に抵触する違法行為⁶である可能性を否定できない。

さらに、前記第2の2(3)で説示したとおり、本件調査事案の中には、3件の身体的接触を伴うセクシュアルハラスメントの被害供述があるところ、これらの供述はいずれも信用性が高いことに照らすと、杉本氏がいわゆる痴漢行為に及んだことがうかがわれ、刑法上の不同意わいせつ罪に抵触する可能性も否定できない。

加えて、被害者らはいずれも、杉本氏によるセクシュアルハラスメントにより深刻な精神的被害を受けており、被害感情が大変厳しいことは、前記第2の2(4)で詳細に記述したとおりである。

以上に照らすと、杉本氏が、調査委員の聞き取り調査において、被害者を深く傷つけてしまったと痛感しており、被害者に対し申し訳ないという気持ちで一杯である旨述べ、反省の態度を示していること、知事の職を辞したことなどの事情を考慮しても、杉本氏の責任は重大であると言わざるを得ない。

なお、性被害のストレスを受けた者の反応として、一般に、5Fの反応、すなわち、「闘う（Fight）」「逃げる（Flight）」「凍りつく（Freeze）」「友好（Friend）」「迎合する（Fawn）」が知られるところである。また、性被害については、一般に、明示又は默示にノーのサインを出し続けても加害者が執拗につきまとう場合に、最後には自己の意思に反し、抵抗をあきらめていくという被害者心理が知られる。

本件において、被害者らが杉本氏に返信した内容については、直接的、間接的な拒否反応のほか、一部に杉本氏に迎合した内容も見られるところであるが、性被害のターゲットとなった者が、さらなる加害行為を回避しようと抵抗

⁶ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条にいう「つきまとい等」（同条3号、5号）

を試みた結果の反応としてごく一般的なものと評価でき、被害者らの対応に一切の落ち度がないものと認められる。

2 原因分析

(1) セクシュアルハラスメントの防止を率先して実践すべき職責にある者としての自覚の著しい欠如

杉本氏は、長年にわたって県の要職に就き行政に深く関与してきた。その間、職員が安心して働く職場の環境作りに努め、いわゆる女性活躍推進法に基づき、意欲と能力のある女性職員が一層活躍できるよう様々な施策を推進する立場にあった。また、杉本氏は、事業主である地方公共団体の長として、自らも、性的言動問題（セクシュアルハラスメント）に対する関心と理解を深め、職員に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない職責にあった者である（男女雇用機会均等法第11条の2第3項参照）。

しかるに、本件調査事案における杉本氏の言動は、これら知事あるいは幹部職員に求められる姿勢や責務とは全く相容れないものである。本来、率先してセクシュアルハラスメントの防止に努めるべき杉本氏が、前記認定、評価したような、決して許されないセクシュアルハラスメントに及んだことは、知事としてまた幹部職員として、その自覚が著しく欠如していたものと言わざるを得ない。

(2) 私的コミュニケーションツールの安易な使用

本件調査事案は、杉本氏が被害者との間で、県の業務に関連してあるいは業務とは無関係に、私的コミュニケーションツールを使用してやり取りをする中で、セクシュアルハラスメントに及んだものである。一般的に、上司と部下との間で私的コミュニケーションツールを使用することは、①スタンプや碎けた表現でやり取りが行われやすく、部下が、上司からのこのようなメッセージを無視したりすることは心理的に困難であること、②深夜や休日といったプライベートな時間にも連絡が行われかねないことなどから、ハラス

メント被害が生じやすいと言われている⁷。今回、以前から指摘されていたこのような問題が現実にセクシュアルハラスメント被害となって生じたものである。しかも、杉本氏が、知事あるいは幹部職員という優越的地位にあったことを考えれば、杉本氏は、職員との間でのLINE、私用メールといった私的コミュニケーションツールの使用を厳に控えるべきであった。杉本氏は、職責に対する自覚が乏しかったと言わざるを得ない。

(3) 管理職のセクシュアルハラスメントに対する問題意識の希薄さや対応の不適切さ

本件通報事案において、通報者は、セクシュアルハラスメントの被害発生直後に上司に相談をしたもの、上司は、相談内容を半信半疑で受け止め、「また同じようなLINEが来たらすぐに言ってほしい」などと助言をしたのみで、被害の情報が上司を通じてハラスメント対応を所管する部署である人事課に提供されることはなかった。通報者は、上司への相談と合わせて、知り合いの職員にも相談し、その職員を通じて別の部署の管理職にも被害の情報が伝わったが、同人は、まずは通報者自身で加害者に断ればよいとの考え方から、その者からも被害情報はハラスメント対応を所管する部署に提供されなかった。このように、本件通報事案では、上司ら管理職が、通報者の相談に真剣に向き合っておらず、セクシュアルハラスメントに対する問題意識の希薄さや対応の不適切さがうかがわれる。もし、上司らを通じて情報がハラスメント対応を所管する担当部署に提供されていれば、早期に、適切な措置が取られていた可能性がある。

(4) 内部通報体制の機能不全

人事課にはハラスメント相談窓口が設けられていたが、通報者は被害発生当時その存在を知らず、利用されなかった。同窓口があることについては、

⁷ 県は「福井県情報セキュリティポリシー対策基準」を定めており、その中で、職員が個人で利用するLINEや電子メールを業務で使用することを禁止している。

県のハラスメント関連研修や「福井県ハラスメント防止ハンドブック」の配布などを通じて職員への周知が図られていたが、十分ではなかったと思われる。通報者が同窓口を通して人事課に相談をしていれば、早期に適切な措置が取られていた可能性がある。

なお、県の人事委員会⁸事務局内に人事相談所が設置されており、県の一般職員はハラスメントなどの人事管理・職場環境に関して相談できる体制が整っている。通報者は、今回、公益通報をするとともに、人事相談所に電話で相談をしたが、適切な対応には結びつかなかった。

(5) セクシュアルハラスメントの被害を通報しにくい組織風土

前述したとおり、被害者らは、個人が特定されないことを強く要望しているが、その理由として、インターネット上の誹謗中傷を恐れるとともに、職場内で嫌がらせ等を受ける懸念がある旨述べている。また、職員に対する調査の過程において、個人が特定されて職務上不利益な扱いを受けることを恐れて、途中で情報提供を断念した者や連絡が途絶えた者もいた。

他方で、前述したとおり、本件通報事案では、通報者から相談を受けた上司ら管理職の姿勢に、通報者の相談に真剣に向き合わず、セクシュアルハラスメントに対する問題意識の希薄さや対応の不適切さがうかがわれたほか、聞き取り調査をした関係者の中には、問題を穩便に収めたいという思いもあってか、供述を殊更回避しようという姿勢がみられる者もいた。

加えて、これまで本件調査事案が適切に対処されてこなかった実情にも照らすと、今回の事案が知事によるセクシュアルハラスメントという特殊性を考慮しても、福井県庁という職場には、セクシュアルハラスメントの被害を通報しにくい組織風土があるようと思われる。

⁸ 人事委員会は、地方公共団体の職員の任免や給与制度といった人事管理が適切に行われるよう設置された専門的・中立的な人事行政機関

第4 被害者の安全確保及び再発防止に向けた提言

1 被害者の安全確保

今回の件が報道されて以降、県に対して多くの意見が寄せられ、またインターネット上で様々な情報が飛び交っているが、その中には通報者を誹謗中傷する内容のものも少なくない。また、県庁の内外を問わず通報者が誰であるかを詮索するような動きもみられると聞いている。調査委員としては、本調査報告書が公表されることにより、このような誹謗中傷等が被害者らに向けられることを強く危惧しており、被害者らの安全を確保するため、県において以下のような対策を取ることを要望する。

(1) 個人情報保護の徹底

被害者の同意がない限りは、その個人情報を絶対に開示しない。

(2) 不利益取扱いの禁止

被害者を含めて、本件について調査協力した職員に対する、当該協力が原因とみられる、不利益な人事異動、配置転換、昇任の見送り、人間関係からの切り離し、過小要求などいかなる不利益取扱いも禁止する。

(3) SNS や報道等における誹謗中傷や被害者特定への対策

SNS や報道等において被害者に対する誹謗中傷や被害者を特定する書き込みや記事に接した場合、県が組織的に対応することとし、被害者の意向を汲みつつ、抗議や法的措置（損害賠償請求、発信者情報開示請求、刑事告発）を行う。

2 再発防止に向けた提言

(1) セクシュアルハラスメントを含めたハラスメント（以下、単に「ハラスメント」という。）防止に向けた取組み

ア ハラスメント防止研修の充実

県はこれまで、各種の研修の機会を捉えて、職員に対するハラスメント防止の重要性および相談窓口の周知等を行ってきており、今回の事案を

受けて、その内容をさらに充実させるとともに、例えば、特別職・管理職に向けた実効性のあるハラスメント防止研修を新たに設け、その受講を義務化することにより、上層部や管理職の意識改革を図ることが必要かつ有益である。

イ 特別職も含めた、業務に関連した私的コミュニケーションツールの使用禁止の徹底

前記のとおり、県は、「福井県情報セキュリティポリシー対策基準」を定めており、その中で、職員が個人で利用するLINEや電子メールを業務で使用することを禁止しているが、その対象に特別職を追加するとともに、「業務上必要」と称したものも含め、業務に関連したあらゆる私的コミュニケーションツールの使用禁止（災害時などの業務連絡を除く）の徹底を図ることが必要である。

ウ 職場アンケートによる職場実態の把握とそれを踏まえた職場環境の改善

ハラスメントは早い段階で発見して対策を取ることが必要かつ有効であり、発見が遅れると被害が拡大する。それを解決する手段のひとつとして、実効性のある職場アンケートを定期的に実施して職員の本音を引き出すよう努め、職場の実態を把握することが考えられる。その結果、ハラスメントの兆候がみられた場合には直ちに対策を取って解決を図るとともに、アンケート結果を分析して職場環境の改善を図り、ハラスメントの予防に繋げることが期待できる。

(2) ハラスメント相談体制等の充実に向け考えられる方策

ア ハラスメント相談体制の強化

知事が加害者であるような事案であっても、職員が安心してハラスメント被害について相談できる独立性を持った相談体制を整備する。

イ 上司がハラスメント事案を覚知した際における報告の義務化

上司に対するハラスメント相談に実効性を持たせるため、上司が相談を受けた場合に、報告内容の軽重や種類を問わず、ハラスメント対応を所管する部署である人事課に対する報告を義務づける。

ウ 被害者のメンタルケア

被害者のメンタルケアに万全を期すため、必要に応じて外部の専門家の助言を得る。

エ 出向元組織との関係性

出向者または元出向者による加害行為について、県が加害行為を把握した場合には、出向元組織とコミュニケーションを取り、出向元組織に対して早期に適切な対応を求める。

(3) 再発防止策の検証と見直し（組織風土の改革に向けて）

再発防止策は策定して終わりではなく出発点である。組織が置かれている状況や職場環境は常に変化しており、運用上の実効性が確保されているかを定期的に検証し、その都度見直しを行っていくことが不可欠である。その積み重ねによって、ハラスメントを未然に防ぎ、発生しても早期に適切な対応ができる組織風土に変えていくことが期待できる。

第5 付言

本件の被害者は、大きな精神的ダメージを受けて今でも苦痛や屈辱感に耐え、心身に大きな負担を負っている。被害者は、差別的な言動や侮辱、その他の社会的な不利益を憂慮し、長期間、被害申告をできない状況にあったものであるが、今後もSNS等による誹謗中傷や被害者の詮索などさらなる精神的被害を受けるのではないかと強い恐怖心を抱いている。

言うまでもなく被害者らには何ら非はないのであって、本件について論評するいかなる者も、被害者の詮索や、被害者らに対する侮辱、名誉棄損行為により被害者らをさらに苦しめることは許されないことを付言する。

昭和61年4月　自治省入省（現総務省）

平成16年7月　福井県総務部長

平成19年7月　内閣参事官（内閣官房副長官補付）

平成22年7月　総務省自治税務局市町村税課長

平成25年7月　福井県副知事

平成28年6月　総務省消防庁国民保護・防災部長

平成30年7月　総務省公務員部長（～11月退官）

平成31年4月　福井県知事（1期目）

令和5年4月　福井県知事（2期目）

令和7年12月4日　辞職

注：絵文字は提出されたテキストメッセージの媒体により調査委員が一部文字で置き換えた。

- ・一切内緒で、墓場まで持つていってね
- ・せっかく〇〇ちゃんのことを想いながら眠ったのに、肝心の〇〇ちゃんにスルーされました（困った顔の絵文字）
- ・わざと艶っぽい話題は避けてるの？
- ・確かに、これはセクハラだよね（困った顔の絵文字）
- ・またスルー！？
- ・それに、〇〇ちゃんはマジメだね。
- ・ぼくは超ふまじめでした。
- ・ただのお遊びです。
- ・愛してる（ハートマーク4個）
- ・二人きりの時は目をジーッと見つめ合い、指を絡め、唇と唇が…（目がハートの絵文字）
- ・〇〇ちゃんはぼくは見つめてる時にキスしたいなあとは思わないの！？
- ・〇〇ちゃんのことを考えると体が熱くなるの（笑顔の絵文字）
- ・完全なパワハラだもんね。
- ・それと、ホテルはどこ？
- ・ホテル名は教えない気？
- ・まだ押さえてないのなら、ぼくの方で予約していい？
- ・もしかして警戒してる？
- ・大切な〇〇ちゃんとの貴重な時間なので、恋人と一緒に気分でしっかりチョイスします（目がハートの絵文字）
- ・心配しなくともなにもしないよ。
- ・こんなにストレートに隠さずに誘ってるのに、品よく表現をしてくれてありがとう（ハート）
- ・最初からルームサービスで飲むのが1番だと思ってます（グラスの絵文字）
- ・もちろん、ホントになにもしなくて帰ってくれて構わないよ（音符）
- ・恨んだりしません（笑顔の絵文字）
- ・大切な〇〇ちゃんと二人きりでゆっくりと回りに気を遣わずお話をしたいです（ハート）
- ・誰にも厳密でお願いね（マル秘）
- ・それともやっぱりお部屋の方が無難かなあ！？
- ・ここまで嫌な思いをさせていたということに気づいていませんでした。
- ・すべて私の人間性から出たものと反省しています。
- ・〇〇ちゃんは、まだ怒ってるの？
- ・〇〇ちゃんのことが好きなだけで、ご迷惑をおかけする気はなかったよ。 迫り方がしつこかったし、高压的だったね 本当にごめんなさい  とにかく、愛情は変えられないけど、行動は改めました！
- ・体の関係なんて言わないから
- ・二人きりでさしつさされつで楽しもうね

- ・二人だけの秘密だからね㊙️✨ こちら側に来て下さい！ 心からよろしくお願ひします❤️
- ・レオタードを着て、おっく足を上げて、ポンポンを持って元気に躍り回ることだと思うよ

😊✨

- ・おはよう♪ もう起きたの？ それともおしっこ？
- ・おはよう♪ 昨日は2時30分まで起きてたの？ それともおしっこに起きたの？
- ・一緒に巢ごもりしましょう❤️
- ・じゃあぼくと○○ちゃんも濃厚接触者でAPAに入る？ゆっくりとお話ができるよ❤️
- ・○○ちゃんの一言で勃起しちゃったよ㊙️ノノノ
- ・眠れなくなったかも😊"
- ・放置プレイかあ 😊 ↗
- ・○○ちゃん眠れないよお 😱 ↗
- ・○○ちゃん助けて SOS 🙋 !!
- ・いま、なぜか無性に○○ちゃんを抱き締めたいよ ❤️
- ・キスできたら安心できるかなあ ❤️
- ・もちろん部屋の中で起きたことはご内密に（ウィンクの絵文字）
- ・もしドキドキしても良ければ、こっそりと二人きりで会わない？
- ・○○ちゃんを骨が折れるほど抱き締めます
- ・お色気マシマシで頑張ります でも、そのためにはお色気の行き先が必要 どうしよう
- ・ぼくとは濃厚接触でね 😊 ✨ 一心同体だよ ❤️
- ・キスしちゃう!?
- ・おお！ こんなセクハラ発言を書いてたから、反応したんだ 😅 寝ぼけてました、ごめんなさい 😊 ↗ でも、○○ちゃんの後ろ姿は肉付きがよくて張っていて、とても好きなの 😊
- ・もちろん、怒らせるようなことはしません 😅 🥺 まあ、大人の男女なのでハプニングは付き物ですが 😊 ✨ おやすみなさい 🌙 ✨
- ・エッチな意味がないわけではありません
- ・とっても失礼なお話だけど、ストレートに聞けば、○○ちゃんはエッチなことは好き？
- ・たまにはエッチなお話もしたかったです（ハート）
- ・性急すぎたし、肉欲が先に出た表現になったことは申し訳なく思っています。
- ・でもやっぱり○○ちゃんのお写真を希望します♪ 送ってね ❤️ ✨
- ・まじめなお話、○○ちゃんはぼくのこと好き？
- ・甘えた～い ❤️"
- ・オヤジのお相手にはうってつけ ❤️
- ・ぼくは○○ちゃんのお尻から太ももが大好きだから
- ・ずっと横恋慕ですが。
- ・○○ちゃんのまるっこい体型はかわいいよ 😊 ❤️"
- ・だったら、ぼくの前で裸になることを想像すればいいんだよ 😊 ❤️
- ・（調査委員追記「ダイエットを」） 否が応でも頑張れるからね ❤️"
- ・ちなみに、ぼくはそう考えて歩こうと思ってるよ 😊 ❤️

- ・介抱してあげる❤️ あ💦開放してあげる❤️
- ・セクハラって怒らない？ ちょっと思ったことがあったの。怒るかもしれないけど…
- ・この写真と○○ちゃんを比べると、マジで○○ちゃんの方なずっとキレイでセクシーなお尻なの😍✨感激しました❤️"
- ・明らかに○○ちゃんの添い寝が一番効果的だとは思いますが😍❤️
- ・キスがとーってもセクシーなの😍❤️○○ちゃんはどうかなあ😍✨とても胸が熱くなるよ❤️
- ・逢瀬も嬉しいのねえ㊙️
- ・内緒の男と女の話ということで(笑顔の絵文字)
- ・人生には？そんな部分も必要じゃない？
- ・欲は何事にも通じるから、あとはぼくに興味関心があるかどうかだけ(笑顔の絵文字)
- ・そしたら、女の子の部分も胸キュンなんだね(ハートに星の絵文字)
- ・だとすれば、オジサンが一番(上向き矢印の絵文字3つ)
- ・任せてね(笑顔の絵文字)
- ・上手に導きます(ハートにリボンの絵文字)
- ・終わってからご一緒する？
- ・○○ちゃんはおうちはどの辺り？
- ・○○ちゃんは警戒しすぎだと思います😊✨もう還暦だよ😳楽しみにしています❤️
- ・だから、うちのマンションがマジで一番安全だよ❗️
- ・○○ちゃんが嫌がることは絶対にしません!! 約束します😊
- ・壇上で座っている時もお話ををする時も、ずっと○○ちゃんの目を見つめていました👀❤️
- ・よっぽど警戒されてるね😅 まあ、ぼくが悪いんだけど😅 ↗
- ・ピチピチの○○ちゃんでいてね😍❤️ よろしく❤️"
- ・ぼくも元気よくピンピンがんばります↗↗↗
- ・ピンピンのぼくのとこもよろしくね↗↗↗
- ・ハグとチューをしていいってこと!? ありがとおー❤️
- ・まあ、ぼくと1つになる気がないのだと感じましたが👉💦 見捨てないで👉 ↗
- ・いくら口説いても会ってくれないけど、ずっと、ずっと、追っかけをするからね😊❤️
- ・そろそろいいんじゃない😅
- ・あ❗️もちろん、ストーカーという意味ではなく、恋人としてね❤️ また飲もうね❤️
- ・ずっと愛する自信があるよ👉✨もういいんじゃない？
- ・ずっと2人で飲みましょ👉✨ 終わった後も足を絡めて😊❤️ 楽しみにしています❤️
- ・ぼくもお年寄りなので、朝まで飲んでも何もしないよ😍❤️
- ・裸でくつついでいても㊙️ とはいえ、男は男だから😊✨
- ・○○ちゃんが「欲しい」と言ってくれれば考えます㊙️㊙️㊙️
- ・気になったら、2人だけの秘密結社を結成しましょう㊙️㊙️㊙️
- ・ぼくはいっぱい誘うし際限はないし、○○ちゃんの思いとは違うと思うよ(笑顔の絵文字)
- ・二人きりの秘密の世界をじっくりと他人には絶対に悟られないように楽しみましょう(ハート)
- ・○○さんのことはしっかりと応援していくので頑張ってね！